標準的な電気供給条件 (高圧・特別高圧)

令和8年4月1日実施



標準的な電気供給条件(高圧・特別高圧)

E	次
•	

Ι	総	則 · · · · ·		 	 			1
1	適	用 · · · · ·		 	 	. .		1
2	供給条件の変	変更・・・・		 	 	. 		1
3	定	義		 	 	. 		2
4	単位および如	端数処理		 	 	. 		4
5	その	他		 	 	. 		4
П	契約の申込	み ‥‥		 	 			5
6	需給契約の日							
7	需給契約の周							
8	需 要 場	所	• • • • • •	 	 • • • • •	. .		6
9	需給契約の国	単位・・・・	• • • • •	 	 • • • • •	· • • • •		7
10	供給の開	始 · · · ·	• • • • •	 	 • • • • •	· • • • •		7
11	供給の単	位		 	 	. .		8
12	! 需給契約書	の作成・・		 	 • • • • •	, 		8
Ш	契約種別およ	び料金・		 	 			9
13	契約種	別 · · · ·		 	 • • • • •	. .		9
14	業務用電	力		 	 • • • • •	. .		9
15	高 圧 電	力		 	 • • • • •	. .		14
16	路 時 電	力		 	 	. .		19
17	自家発補給電	電力・・・・		 	 	. .	• • • • • •	20
18	予 備 電	力		 	 	. 	• • • • • •	27
19	特別高圧電力	カΑ····		 	 		• • • • • •	29
20	特別高圧電	カΒ····		 	 	. 	• • • • • ;	30

21	特別高圧臨時電力・・・・・・32
22	特別高圧自家発補給電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
23	特別高圧予備電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV	料金の算定および支払い · · · · · · · · · · · · · · · · · 43
24	料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
25	検 針 日 · · · · · · · · · 43
26	料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
27	使用電力量等の計量・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
28	料 金 の 算 定45
29	日 割 計 算 … 45
30	料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
31	料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
32	延 滞 利 息 … 48
33	保 証 金 · · · · · · · · 49
33	保 証 金 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
33 V	保 証 金 ··································
v	使用および供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
V 34	使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
V 34 35	使用および供給 50 適正契約の保持 50 契約超過金 50
V 34 35 36	使用および供給 50 適正契約の保持 50 契約超過金 50 力率の保持 50
V 34 35 36 37	使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V 34 35 36 37 38	使用および供給 50 適正契約の保持 50 契約超過金 50 力率の保持 50 需要場所への立入りによる業務の実施 51 電気の使用にともなうお客さまの協力 51
V 34 35 36 37 38 39	使用および供給50適正契約の保持50契約超過金50力率の保持50需要場所への立入りによる業務の実施51電気の使用にともなうお客さまの協力51供給の停止52
V 34 35 36 37 38 39 40	使用および供給50適正契約の保持50契約超過金50力率の保持50需要場所への立入りによる業務の実施51電気の使用にともなうお客さまの協力51供給の停止52供給停止の解除52
V 34 35 36 37 38 39 40 41	使用および供給50適正契約の保持50契約超過金50力率の保持50需要場所への立入りによる業務の実施51電気の使用にともなうお客さまの協力51供給の停止52供給停止の解除52供給停止期間中の料金52
V 34 35 36 37 38 39 40 41 42	使用および供給50適正契約の保持50契約超過金50力率の保持50需要場所への立入りによる業務の実施51電気の使用にともなうお客さまの協力51供給の停止52供給停止の解除52供給停止期間中の料金52違約金52

VI	契約の変更および終了 ‥‥‥‥ 55
46	需給契約の変更・・・・・・・55
47	名義の変更55
48	需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・ 55
49	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
	工事費の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
50	解 約 等 … 59
51	需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・・60
VII	供給方法,工事および工事費の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
52	供給方法および工事61
53	工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
VIII	保 安 · · · · · · · · · 62
54	保 安 の 責 任62
55	保安等に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
附	則 · · · · · · · · · · 63
別	表67

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧需要または特別高圧需要(当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。)に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この標準的な電気供給条件(高圧・特別高圧)(以下「この供給条件」といいます。)によります。
- (2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。沖縄県(当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。)

2 供給条件の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この供給条件を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により,変更の必要が生じた場合
 - ハ この供給条件による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変 更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理 的なものである場合
- (2) (1) の場合,当社は,供給条件の変更前は,供給条件の変更内容を,変更後は,供給条件の変更内容,需給契約の成立日,供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を,お客さまにお知らせいたします。ただし,変更とならないその他の事項については,お知らせを省略することがあります。
- (3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面(以下「契約締結前交付書面」といいます。) および電気事業法第2条の14に定める書面(以下「契約締結後交付書面」といいます。) の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのイ

ンターネットサイトにお知らせする方法(以下「電磁的方法」といいます。) 等によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯 白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置 を含みます。)をいいます。
- (4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧(標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。)の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次 の電灯(小型機器を含みます。)等をいいます。

- イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
- ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保 安用外灯
- ハ 現場作業員のために必要な浴場,食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(10) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(11) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。

(12) 最大需要電力

託送約款等に定める,30分ごとの需要電力の最大値であって,記録型計量器により計量される値をいいます。

(記) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(国) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(時) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および 離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日ま での期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの 期間,4月1日から6月30日までの期間,5月1日から7月31日までの期間,6月1日から8月31日までの期間,7月1日から9月30日までの期間,8月1日から10月31日までの期間,9月1日から11月30日までの期間,10月1日から12月31日までの期間,11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は,翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4 単位および端数処理

この供給条件において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは 1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたしま す。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

この供給条件に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供 給条件および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承 認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをして いただきます。

契約種別,供給電気方式,需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい, 託送約款等に定める供給地点といたします。),需要場所(供給地点特定番 号を含みます。),供給電圧,契約負荷設備,契約受電設備,契約電力,発 電設備および蓄電池(以下「発電設備等」といいます。),業種,用途,使 用開始希望日,使用期間および料金の支払方法

なお、この供給条件によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

- (2) 契約負荷設備,契約受電設備および契約電力については,1年間を通じての最大の負荷を基準として,お客さまから申し出ていただきます。この場合,1年間を通じての最大の負荷を確認するため,必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力もしくは特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されてい

る場合等お客さまの発電設備の検査,補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き,自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。

(6) 当社が必要とする場合は、お客さまが需要場所において電気を使用されることを証明する書類(登記簿謄本等)を提出していただくことがあります。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電力および特別高圧臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみ を電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいた します。
 - 二 臨時電力および特別高圧臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
 - ホ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域 として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよび二にかかわらず、 当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供 給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需 給契約を結びます。

(1) 高圧で電気の供給を受け、1需要場所において、次の2以上の契約種別を 契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契 約する場合

臨時電力, 自家発補給電力のうちの1契約種別, 予備電力

(2) 特別高圧で電気の供給を受け、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合

特別高圧臨時電力,特別高圧自家発補給電力のうちの1契約種別,特別高 圧予備電力

- (3) 災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない,お客さまからの申出がある場合で,当社が技術上,保安上適当と認めたとき。
- (4) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の 需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して 1 需給契約を結ぶとき。
- (5) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、 1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 需給契約書の作成

当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契 約 種 別

契約種別は,次のとおりといたします。

					2 約	」 種	〕別		
	業	ž	务	用		電	Î	力	
4.	高		T.		Ē	Ē		+	A
高	同		圧		F	包		力	В
	臨		時		官	冟		力	
圧	自	家	発	補	ź	洽	電	力	A
/	Ħ	水	711	11円		口	电	<i>)</i>]	В
	予		備		官	電		力	
	特	別	高	圧	官	電	力	A	
特	特	別	高	圧	官	電	力	В	
別	特	別	高	圧	臨	時	電	力	
高	特	別高	圧	自 家	彩	補	給 電	力	A
圧	17	\/\frac{1}{1}	/	口	元	THI	和 电	<i>)</i>	В
	特	別	高	圧	予	備	電	力	

14 業務用電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要(たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。)で、契約電力が原則として2,000キロワット未満(自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。)であり、次のいずれかに該当し、かつ、当社との協議

がととのった場合に適用いたします。

- イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。
- ロ 使用する電灯または小型機器について(イ)を適用した場合の値と使用する動力について(ロ)または(ハ)を適用した場合の値との合計が原則として50キロワット以上であること。
 - (イ) 電灯または小型機器の総容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし,差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は,別表2〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。)に別表5(契約電力等の算定方法)(1)口を適用して算定される値
 - (ロ) 契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次のaの係数を乗じてえた値の合計にbの係数を乗じてえた値(電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表5〔契約電力等の算定方法〕(2)に準じて算定し、bの係数を乗じないものといたします。)
 - a 契約負荷設備のうち

旦十の1十	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力	次の2台の入力につき	95パーセント
のものから	上記以外のものの入力につき	90パーセント

b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (ハ) 契約主開閉器により算定する場合には、(ロ)にかかわらず、契約主開 閉器の定格電流にもとづき、別表 5 (契約電力等の算定方法)(2)により 算定された値(契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、 当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。)
- (2) 供給電気方式,供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は,交流3相3線式標準電圧6,000ボルトと し,周波数は,標準周波数60ヘルツといたします。
- (3) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満の需要については,契約負荷設備および契 約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
- (4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- イ 契約電力が500キロワット未満の場合
 - (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この供給条件で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この供給条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この供給条件によって受けた電気の供給とみなします。

- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日いら前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (p) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

- (p) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を口によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、口によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。 ロ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間におけ

る平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと みなします。

(p) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

15 高 圧 電 力

(1) 高 圧 電 力 A

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満(自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。)であり、次のいずれかに該当し、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。
- (p) 使用する付帯電灯について14(業務用電力)(1)口(4)を適用した場合の値と使用する動力について14(業務用電力)(1)口(p)または(ハ)を適用した場合の値との合計が原則として50キロワット以上であること。
- ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は,交流3相3線式標準電圧6,000ボルト とし,周波数は,標準周波数60ヘルツといたします。
- ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契 約 電 力

- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この供給条件で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この供給条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この供給条件によって受けた電気の供給とみなします。
 - b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - 定 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大き

い値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(n) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(4) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。

- (p) 力率割引および割増し
 - a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセント とみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントに つき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、 その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいた します。

へその他

- (イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用 いたします。
- (ロ) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。

(2) 高 圧 電 力 B

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であって、原則として2,000キロワット未満(自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。)であり、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ契約電力

(4) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによっ

て電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500 キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定め ることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。

- (ロ) 力率割引および割増し
 - a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント とみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントに

つき,基本料金を1パーセント割引し,85パーセントを下回る場合は, その下回る1パーセントにつき,基本料金を1パーセント割増しいた します。

ホその他

発電設備等その他を介して,付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。) を使用することはできません。

16 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力または高圧電力の適用範囲に該当する需要で、契約使用期間が 1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使 用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表 5 (契約電力等の算定方法) (1)によって算定してえた値といたします。ただし、業務用電力に準ずる場合は、別表 5 (契約電力等の算定方法) (1)口によって算定してえた値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、業務用電力または高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、業務用電力または高圧電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

口電力量料金

電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または高圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、 契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま でが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力ま たは高圧電力に準ずるものといたします。

17 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力A

イ 適 用 節 囲

業務用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、 補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用 いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電 設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の 出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには 適用いたしません。

口 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)

を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、 契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容 量(定格出力といたします。)を下回らないものといたします。

- (p)(イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との 協議によって定めます。
 - a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客さまの予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が 設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)から瞬時に 負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量(同時に 使用する負荷設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたもの を適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該 当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを 割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電 気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電 気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(中) 電力量料金

電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。

(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

- (イ) お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と 使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、 事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知して いただきます。
- (n) 常時供給分と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、常時供給分の 契約電力が14(業務用電力)(4)口によって決定されるお客さまのその1 月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえない ときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものと みなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (イ) 常時供給分の契約電力を14(業務用電力)(4)イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (p) 常時供給分の契約電力を14(業務用電力)(4)口によって定めるお客 さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の

契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ,かつ,超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなときは,その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- a 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における常時供給分 の平均電力
- b 自家発補給電力Aの使用の前3月間における常時供給分の平均電力
- c 自家発補給電力Aの使用の前3日間における常時供給分の平均電力
- (p) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

トその他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期

を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社 に通知していただきます。

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力 に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力B

イ 適 用 範 囲

高圧電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補 修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用い たします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電 設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の 出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには 適用いたしません。

口 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3 (燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3 (離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを 適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当 料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割 増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から 継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気 の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気 の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(中) 電力量料金

電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。

(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Bの使用

- (4) お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と 使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、 事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知して いただきます。
- (p) 常時供給分と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が15(高圧電力)(2)ハによって決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。
- ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時供給分の契約電力を15(高圧電力)(1)ニによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電

力とみなします。

(p) 常時供給分の契約電力を15(高圧電力)(2)ハによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

- へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量
 - (イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- a 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における常時供給分 の平均電力
- b 自家発補給電力Bの使用の前3月間における常時供給分の平均電力
- c 自家発補給電力Bの使用の前3日間における常時供給分の平均電力
- (p) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。
- (ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえない

ものといたします。

トその他

(4) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお, その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は, その時期 を変更していただくことがあります。

- (p) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に 準ずるものといたします。

18 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力または高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

口予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下

回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合 計といたします。ただし、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】 3 (燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いた ものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス 調整】 3 (離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、 離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとい たします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントに相当するものを適用いたします。

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給 分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引 および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常 時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力ま

たは高圧電力に準ずるものといたします。

19 特別高圧電力A

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要(たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。)で、契約電力が原則として2,000キロワット以上(特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であり、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力(特別高圧自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。)および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷 率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められる ときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合 に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補 給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別 高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大 値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引い た値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を,その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、口によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと みなします。

(p) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

20 特別高圧電力B

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上(特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であり、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力(特別高圧自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。)および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

- イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められる ときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合 に限り、段階的に定めることがあります。
- ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補 給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別 高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大 値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引い た値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間にお ける30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の 最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、口によって力率割引または割増しを

する場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと みなします。

(p) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。

21 特別高圧臨時電力

(1) 適 用 節 囲

特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、契約使用期間が1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの場合に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

口 電力量料金

電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増しは、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準じて適用いたします。

(4) その他

- イ 当社は、供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、 契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま でが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力 Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

22 特別高圧自家発補給電力

(1) 特別高圧自家発補給電力A

イ 適 用 範 囲

特別高圧電力Aの適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電 設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の 出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには 適用いたしません。

口契約電力

- (4) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、 契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量(定格出力といたします。) を下回らないものといたします。
- (p)(イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との 協議によって定めます。
 - a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客さまの予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値なお,この場合の予備発電設備とは,常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が 設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)から瞬時に 負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量(同時に 使用する負荷設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3 (燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3 (離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

- (p) 電力量料金 電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。
- (ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。 ニ 特別高圧自家発補給電力Aの使用

- (イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始 の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。 ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に 通知していただきます。
- (n) 常時供給分と特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その 1月の30分ごとの需要電力量の最大値が常時供給分の契約電力をこえ ないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されな

かったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (4) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (p) 超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量
 - (4) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された 使用電力量から、原則として、次のいずれかを基準として決定する基準 の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し 引いた値といたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくもの とし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできませ ん。
 - a 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における常 時供給分の平均電力
 - b 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における常時供給分の 平均電力
 - c 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における常時供給分の 平均電力
 - (p) 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧 自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる

場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

トその他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社 に通知していただきます。

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

(2) 特別高圧自家発補給電力B

イ 適 用 範 囲

特別高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電 設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の 出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには 適用いたしません。

口 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

- (p) 電力量料金 電力量料金は、別に定める料金表のとおりといたします。
- (ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。 ニ 特別高圧自家発補給電力Bの使用

- (4) お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始 の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。 ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に 通知していただきます。
- (n) 常時供給分と特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その 1月の30分ごとの需要電力量の最大値が常時供給分の契約電力をこえ ないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されな

かったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (p) 超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量
 - (4) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された 使用電力量から、原則として、次のいずれかを基準として決定する基準 の電力に特別高圧自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し 引いた値といたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくもの とし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。
 - a 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における常 時供給分の平均電力
 - b 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における常時供給分の 平均電力
 - c 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における常時供給分の 平均電力
 - (p) 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧 自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる

場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

トその他

(4) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変 更していただくことがあります。

- (p) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

23 特別高圧予備電力

(1) 適 用 範 囲

特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

口予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合 計といたします。ただし、電力量料金は、別に定める料金表【燃料費調整】 3(燃料費調整額の差引きまたは加算)により、燃料費調整額を差し引いた ものまたは加えたものとし、別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス 調整】 3(離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算)により、 離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとい たします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この

場合の損失率は、3パーセントといたします。

なお,電力量料金は,常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力 Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

24 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

25 検 針 日

検針日および計量日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

26 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間または計量期間(以下「計量期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

27 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといた

します。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要が ある場合は、原則として当該区分ごとに使用電力量の計量を行ないます。

- (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は,(6)および(7)の場合を除き,検針日における30分ごとの需要電力の最大値(需給契約が消滅した場合は,原則として消滅日における30分ごとの需要電力の最大値といたします。)によります。ただし,当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合には,検針日における30分ごとの需要電力の最大値は,計量日に記録された値といたします。
- (3) 計量器の読みは、次によります。
 - イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛り の中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
 - ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、託送約款等 に定める記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。
 - イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量 計ごとに(1)または(8)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値と いたします。
 - ロ 料金の算定期間における最大需要電力は,取付けおよび取外しした託送 約款等に定める記録型計量器ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力の うち,いずれか大きい値といたします。
- (7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、 託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めま

す。

(8) (1)にかかわらず、使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量(原則として、30分ごとに計量されるものといたします。)とすることがあります。この場合、料金の算定期間の使用電力量は、(7)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとの使用電力量を合計した値といたします。

28 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅 した場合
 - ロ 契約種別,契約負荷設備,契約電力,供給電圧,力率等を変更したこと により、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

29 日 割 計 算

- (1) 当社は, 28 (料金の算定) (1) イ, ロまたはハの場合は, 次により料金を算 定いたします。
 - イ 基本料金は、別表6 (日割計算の基本算式) (1) イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別

表6(日割計算の基本算式)(1)口により算定いたします。

- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごと の使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式) (1) ハにより算定い たします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 28 (料金の算定) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また,28(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは,変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
 - イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表6(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

30 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 検針日といたします。ただし、27 (使用電力量等の計量) (7) の場合は、 料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 31(料金その他の支払方法)(5)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。
 - ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、当社が計量値の確認を行なった日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

31 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替 える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社 に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより 支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イまたは口により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1) ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれた とき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人(以下「債権回収会社等」と

いいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (6) 臨時電力および特別高圧臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また, 当社は, 予納金について利息を付しません。

32 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、 支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し 受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額(以下「延滞利息対象額」といいます。)に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお,消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は,1円とし,その端数は,切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

33 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしく は再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に 相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいず れかに該当するとき。
 - (4) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期 日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業 状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

34 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給 契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約 を適正なものに変更していただきます。

35 契約超過金

- (1) 契約電力を協議により定めるお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。ただし、高圧で電気の供給を受けるお客さまで契約電力が500キロワット未満の場合は申し受けません。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお,契約超過金が支払期日までに支払われない場合には,支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで,契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して,32(延滞利息)に準じて延滞利息を申し受けます。

36 カ率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社は、技術上必要がある場合には、託送約款等に定めるところにより、 進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることおよび接続する進相 用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需要場所の1月の力率は、必要に応じてお客さまと

当社との協議によって定めます。

37 需要場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地 または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な 理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただ きます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、 契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の 確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

- ロ その他この供給条件によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
- (2) 当社は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

38 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ,ロ,ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

39 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備また はお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

40 供給停止の解除

39 (供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

41 供給停止期間中の料金

39 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を29 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。

42 違 約 金

(1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支

払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、 違約金として申し受けます。

- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ロ 契約負荷設備以外の負荷設備または契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合
- ハ 動力(付帯電灯を含みます。)のみを使用する需要で、付帯電灯以外の 電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用された場合
- (2) (1) の免れた金額は、この供給条件に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

43 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当社は、供給時間中に電気の供給を中止 し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことが あります。

なお,この場合には、当社は、料金の減額等は行ないません。

44 損害賠償の免責

- (1) 10 (供給の開始) (2)によって需給開始日を変更した場合,または43 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって電気の供給を中止し,または電気の使用を制限し,もしくは中止した場合で,それが当社の責めとならない理由によるものであるときには,当社は,お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 39 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または50 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には,当 社は,お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によ

るものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責め を負いません。

45 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合 修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

46 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

47 名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

48 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの供給条件にもとづく需給契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、50(解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知 を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

49 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) お客さま(臨時電力および特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。)が、

契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止 しようとされる場合
 - (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
 - (n) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しよう とされる場合
 - (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお,臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は,その期間の使用電力量(料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は,当該区分ごとの使用電力量といたします。)について,増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (n) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少 しようとされる場合
 - (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお,臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は,その期間の使用電力量(料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は,当該区分ごとの使用電力量といたします。)について,減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(p) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、aの金額を申し受けます。

なお,減少にともない供給電圧を変更する場合は,お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について,bの金額を申し受けます。

- a 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額 と既に申し受けた工事費負担金との差額
- b 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額 およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設す る供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新た に設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額
- ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しよう

とされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分(減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお,臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は,その期間の使用電力量(料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は,当該区分ごとの使用電力量といたします。)について,減少後の契約電力を上回る契約電力分(減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は,増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

(p) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、 a の金額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備についてbの金額を申し受けます。

- a 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額 と既に申し受けた工事費負担金との差額
- b 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額 およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設す る供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加 にともない既に申し受けた工事費負担金との差額
- (ハ) 需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備 の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合で、

需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され、工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされるときは、ハ(n)または(n)に準じて算定した差額を申し受けます。

(2) 14 (業務用電力) (4) イまたは15 (高圧電力) (1) 二によって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または14 (業務用電力) (4) イ(イ) c もしくは15 (高圧電力) (1) 二(イ) c により契約電力を減少しようとされる場合は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、14 (業務用電力) (4) イ(イ) c または15 (高圧電力) (1) 二(イ) c により契約電力を減少しようとされる日といたします。

50 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。
 - イ 39 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金 を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまがこの供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この供給条件から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
 - ホ 動力(付帯電灯を含みます。)のみを使用する需要で、付帯電灯以外の 電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用された場合
- (2) お客さまがその他この供給条件に反した場合には、当社は、供給停止を経

ずに需給契約を解約することがあります。

- (3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが、48 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

51 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅 いたしません。

VII 供給方法,工事および工事費の負担

52 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

53 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にと もなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当 額等(以下「工事費負担金等」といいます。)を算定し、その金額を原則と して工事着手前に申し受けます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、 すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、要した費用の 実費を申し受けます。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は,工事費負担金に関する必要な事項について,原則として工事着手前に,工事費負担金契約書を作成いたします。

VⅢ 保 安

54 保安の責任

当社は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備 (当社が所有権を有さない設備を除きます。) および計量器等需要場所内の当 社の電気工作物について、保安の責任を負います。

55 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異 状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると 認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または 異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を 及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備等を含みます。)の設置,変更または修繕工事をされる場合は,あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また,物件の設置,変更または修繕工事をされた後,その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には,すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において,保安上とくに必要があるときには,当社は,お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附則

附則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、令和8年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は,27(使用電力量等の計量)(4)の規定にかかわらず,当分の間,やむをえない場合には,供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合,使用電力量または最大需要電力は,計量された使用電力量または最大需要電力を,供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

また、標準電圧13,800ボルトで電気の供給を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、標準電圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 解約についての特別措置

次の地域については、50 (解約等)(1)ロおよびハにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底(水納島)

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡嘉敷村

座間味村

5 延滞利息についての特別措置

高圧で電気の供給を受けるお客さまの延滞利息については、当分の間、次の とおりといたします。

- (1) 延滞利息は、32(延滞利息)(2)で算定した金額にかかわらず、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。
- (2) 料金を31 (料金その他の支払方法) (1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、32 (延滞利息) (1)は適用いたしません。
- (3) 48 (需給契約の廃止) (2)または50 (解約等)によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、32 (延滞利息)(1)にかかわらず、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (4) 延滞利息は、(3)の場合、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

6 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域(以下「災害救助法適用地域」といいます。)として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され、当社の 供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または 激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被 害を受けたお客さま(原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地 域のお客さまに限ります。)の需要場所に係る需給契約についてお客さまから この特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のと おりといたします。

なお,当社は,お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合,必要 に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について,災害発生日が属する月 の前月の料金の支払期日(支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。) および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を,それ ぞれ1月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ割引の対象

基本料金といたします。ただし、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、28(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

口割 引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

(3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、53(工事費負担金等の申受けおよび精算)にかかわらず、工事

費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

- イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、 需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日 が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場 合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所に おける契約負荷設備、契約受電設備または契約電力をこえない場合
- ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する 月の6月後の月の末日までに臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた 場合
- ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であり、原則として初回申込みの場合
- (4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため一時使用不能となった場合、28(料金の算定)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。
- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置 法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき 納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお,当社は,再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめインターネット等により,お客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

- イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- ロ 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらか じめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促 進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イ にいう検針日は、計量日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたしま す。

なお、予備電力および特別高圧予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したもの

といたします。

また,再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は,1円とし,その端数は,切り捨てます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。
 - (4) (中)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(p) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

2 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて 次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
 - 1差込口につき 50ワット
- (ロ) (1)以外の場合

1 差込口につき 100ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

3 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよび二によります。

イけい光灯

入力 (ワット) = 管灯の定格消費電力 (ワット)

×125パーセント

ロネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量(入力〔ワット〕)
3,000	30
6,000	60
9,000	100
12, 000	140
15, 000	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量(入力〔ワット〕)
999以下	40
1, 149 "	60
1,556 "	70
1,759 "	80
2, 368 "	100

二 水 銀 灯

出力(ワット)	換算容量(入力〔ワット〕)
40以下	50
60 "	70
80 "	90
100 "	130
125 "	145
200 "	230
250 "	270
300 "	325
400 "	435
700 "	735
1,000 "	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (p) 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量(入力[ワット])は、 換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

口 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量(入力〔キロワット〕)				
低圧誘導電動機	出力(馬力) × 93.3パーセント				
	出力(キロワット) × 125.0パーセント				
高圧誘導電動機	出力(馬力) × 87.8パーセント				
	出力(キロワット) × 117.6パーセント				

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大き い換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移 動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)		, , , , ,	電 定格電源 アンペア)	流 荒)	換算容量 (入力) (キロボルト アンペア)
治療用装置						定格1次最 大入力(キロ ボルトアンペ ア)の値とい たします。
		20	ミリアンペア以下	-		1
		20	ミリアンペア超過	30 €	リアンペア以下	1.5
		30	II.	50	JJ	2
		50	IJ	100	"	3
	95キロボルトピーク以下	100	<i>II</i>	200	JJ	4
		200	11	300	IJ	5
		300	"	500	"	7.5
シ 索田壮墨		500	<i>II</i>	1,000	11	10
診察用装置	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下				5
		200	ミリアンペア超過	∄ 300 €	リアンペア以下	6
		300	IJ	500	IJ.	8
		500	IJ	1,000	"	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500	ミリアンペア以下			9.5
		500	ミリアンペア超過	1,000 €	リアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500	ミリアンペア以下			11
	150キロボルトピーク以下	500	ミリアンペア超過	1,000 €	リアンペア以下	19.5
蓄電器放電		コン	0.75 マイクロファラッ	ド以下		1
式診察用		デ ン 0.75 マイクロファラット超過1.5 マイクロファラット以下			2	
装 置		ンデンサ容量	1.5 "	3	II	3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合 入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア)

× 70パーセント

× 70パーセント

ロ イ以外の場合 入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア)

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠く ことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷 設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

4 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量(キロボルトアンペア)は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1) Δ またはY結線の場合 群容量= 単相変圧器容量 (キロボルトアンペア) \times 3
- (2) V結線(同容量変圧器)の場合 群容量= 単相変圧器容量(キロボルトアンペア)× 2 × 0.866
- (3) 変則 V 結線 (異容量変圧器) の場合

群容量= 電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア) - 電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア) + 電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア) × 2 × 0.866

5 契約電力等の算定方法

- (1) 高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、契約負荷設備の総入力(出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)、または契約受電設備の総容量(単相変圧器を結合して使用する場合は、別表4 [契約受電設備容量の算定]によって算定された群容量によります。)と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力(出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)の合計のうち、いずれか小さい方に次のイまたは口によってえた値といたします。
 - イ 契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は,別表3〔負荷 設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)の合計に次 の係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表 2 (契約負荷設備の総容量の算定) (1) に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(2)に準じて算定し、次の係数は乗じないものといたします。

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ロ 契約受電設備の総容量(単相変圧器を結合して使用する場合は、別表4 〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。)と 受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力(出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)との合計(この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。)に 次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- (イ) 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- (p) 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- (ハ) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2 次側に接続されている変圧器((ロ)に該当する変圧器の2次側に接続さ

れている変圧器を除きます。)

- (二) 予備設備であることが明らかな変圧器
- (2) 14 (業務用電力) (1) ロ(ハ) の場合は、次により算定いたします。
 - イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)× 電圧(ボルト)× $\frac{1}{1.000}$

なお,交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は,200ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)× 電圧(ボルト)× 1.732× $\frac{1}{1,000}$

6 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 - イ 基本料金を日割りする場合

1月の該当料金 × 日割計算対象日数 計量期間等の日数

ただし、28(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数 一計量期間等の日数 は、 日割計算対象日数 暦 日 数 といたします。

- ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (4) 28 (料金の算定) (1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (p) 28 (料金の算定) (1) ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間

の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の 比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
 - (4) 28 (料金の算定) (1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (中) 28 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう計量 期間等の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

- ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は,(1)イの日割計算対象日数は,停止期間中の日数といたします。この場合,停止期間中の日数には,電気の供給を停止した日を含み,電気の供給を再開した日は含みません。また,停止日に電気の供給を再開する場合は,その日は停止期間中の日数には含みません。